

課題	空き家対策には市町村と専門家が連携が重要であるが、各市町村空き家担当者（以下担当者という）が抱える最大の問題は「職員の異動による知識のリセット」である。担当者は異動したばかりで日常業務を覚えるのが精いっぱい、そもそも基礎知識がないため専門用語も内容もよく理解できないという意見が聞こえてきた。新任担当者に対する継続支援が必要である。
目的	担当者が変わる年数は市町村ごとに違うが、すべての担当者に異動がないということは考えにくい。専門家との継続した連携を図るためにも、担当者のレベルを常に一定水準維持できるように、指導や連携を行っていく。 また、空き家に関する今後の民法等の改正点を専門家が分かりやすく解説し、改正後の法律にも対応できるようにする。
取組内容	①市町村空き家担当初任者向けオンライン研修会の実施 異動後1, 2年の空き家担当者向けに毎月オンライン研修会を実施。テーマは空き家対応の基礎知識から始まり、指導や利活用、相談、苦情・通報対応方法など。 ②市町村フォローアップメールフォームの作成 担当者からの質問を随時受け付けるフォームを用意し、各専門家が分野ごとに回答できる体制を確立。 ③「行政版空き家相談士ちゃんぺら」Q&A集、相談事例集作成 過去作成の解説書を改訂し、担当者が求めるQ&A集等を作成。
成果	①毎回1時間程度の研修とし、担当者の業務の負担にならないようにした上で、知識を一気に詰め込みすぎないようにし、知識の定着を図ることができた。 ②担当者がリアルタイムで抱えている問題に対して総合相談（相談対応・専門家連携・緊急対応）支援していくことができた。また、優良質問、よくある質問は随時研修会の中で解説し、参加者に共有することができた。 ③担当者にアンケートを実施し、現場で困っている事例等の情報を収集し、担当者が求めている実用的なQ&A集等の作成ができた。

①市町村空き家担当初任者向けオンライン研修会の実施

県内42市町村中
25市町村+岐阜県が参加！

・研修会年間スケジュール

令和3年度 市町村空き家担当初任者向け定期継続支援事業
研修会日程表

○研修会 基本スケジュール

・13時00分	配信開始（Zoomへの接続テスト等）
・13時30分	研修会開始
・14時20分	質疑応答
・15時00分	研修会終了

○NPOの事業参加メンバー

弁護士、司法書士、行政書士、宅地建物取引士、建築士、解体業者
遺品整理業者、特殊清掃業者、空き家相談士
（内、岐阜県空家等総合相談員3名）

○今年度 研修会日程

日時	研修内容	備考
8月30日	ファーストコンタクトの基本、シート作成等	
9月27日	「相談に関わる専門家によるパネルディスカッション」と前回のまとめ（FCシート）	初任担当者向け
10月25日	事例研究「借地上の空き家の処理」（弁護士・NPO理事：竹中雅史）	空き家窓口担当者
11月29日	「空き家所有者等、相続人調査の問題点について」（司法書士・NPO会員：佳山）	空き家窓口担当者
12月20日	「苦情・通報対応について」よくある苦情とその対応について	空き家窓口担当者
1月24日	「苦情・通報対応について」グループワーク	空き家窓口担当者
2月14日	市町村からの要望事項アンケートによる総括研修	空き家窓口担当者

・研修会の様子



②市町村フォローアップメールフォームの作成



行政向けページ
リンクバナー

・行政担当者向け相談メールフォーム

行政の方向け

行政の方向けのコンテンツです。

☒ 担当者向けメールフォーム

こちらのメールフォームから、お問い合わせ・ご相談内容をお送りください。

「担当になったばかりで、何から手を付けて良いかわからない」

「相談を持ち込まれたが、対応の仕方がわからない」

「誰に、どのように相談・問い合わせをすれば良いかわからない」

「各分野の専門家を紹介して欲しい」 など、お困りごとは多岐にわたるかと思います。

些細なことから、難解案件の対応に至るまで、どのような事でもお問い合わせいただければ、私たちが
お力になります。

[お問い合わせフォームはこちら](#)

【行政の方向け】お問い合わせフォーム

以下のフォームに必要事項をご記入の上、「確認」をクリックしてください。
*の付いている項目は必須項目です。

お名前*	姓: 名:
ふりがな*	せい: めい:
ご連絡先メールアドレス*	
ご連絡先メールアドレス(フリガナ)*	
部署名*	
お電話番号*	
相談項目*	☐ 予防 ☐ 整理、片付け ☐ 解体 ☐ 売却、賃貸 ☐ 相続 ☐ その他
お問い合わせ内容*	

行政担当者が
専門家に対して
気軽に相談できる！

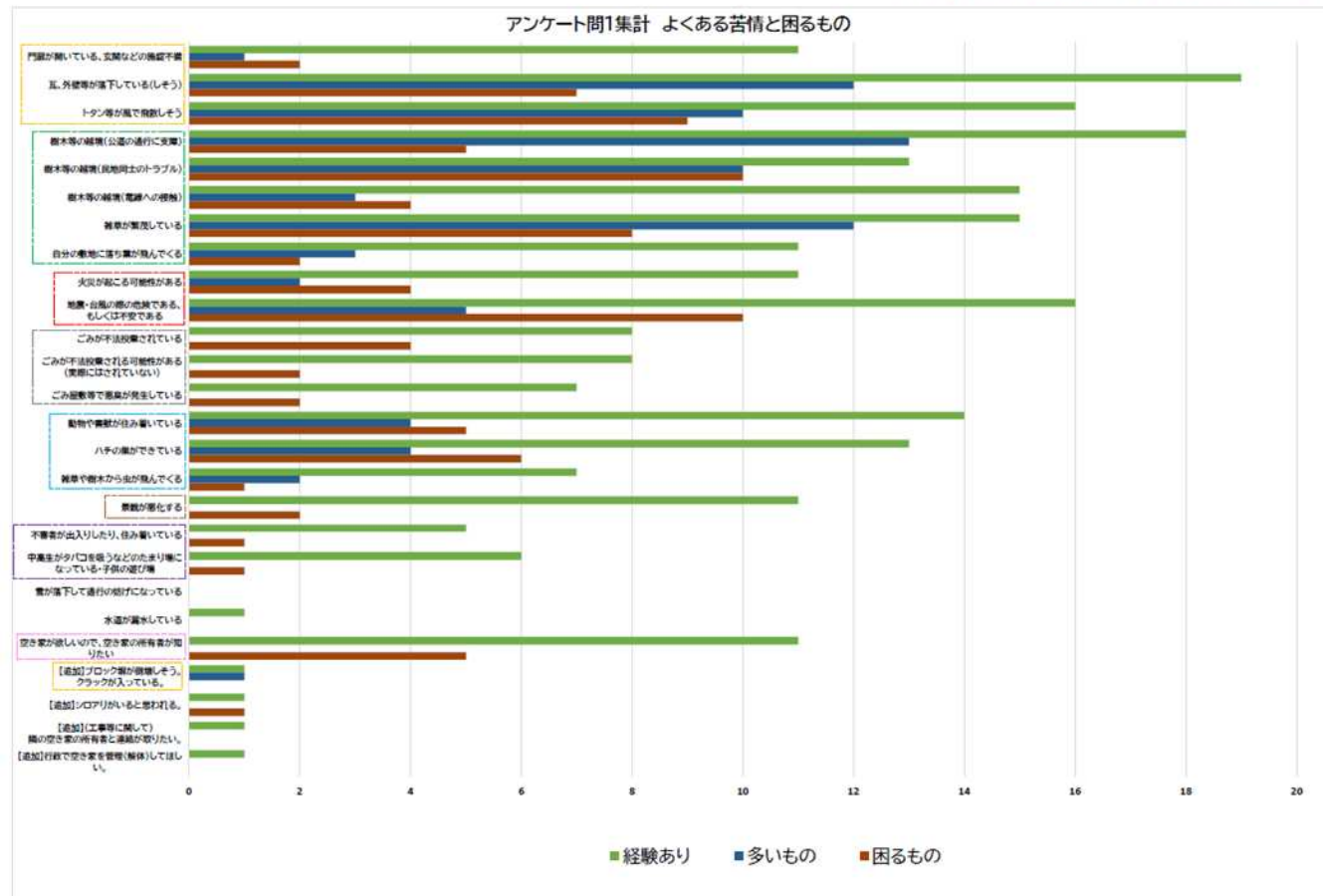
質問の分野に応じて
各専門家が対応！

③「行政版空き家相談士ちゃんぺら」Q&A集、相談事例集作成

◆令和3年度 国土交通省「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」 アンケート

問2.今までに対応した苦情で、対応に困った（困っている）ケースについて具体的な事例があれば教えてください。

質問	回答	根拠法令(空家法等)	根拠法令(その他等)
・相続放棄物件及び戸籍の廃棄等により相続人調査出来ない物件について、空家のお願いや指導ができず問題の改善ができていないケース	【1】 相続放棄 1 相続放棄者の空き家管理責任は諸説ある ① 空家を滅亡 損傷する行為をしてはならない		民法 940 条①相続放棄者の管理義務 民法 940①改正令 3.4.28 交付令 5.4.1 施行見込み



平成 27 年 12 月 25 日
「空家等対策の推進に関する特別措置法」に関する御質問について
(国土交通省住宅局 住宅総合整備課 総務省地域力創造グループ地域振興室 連名、事務連絡)